

件名	愛媛県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例						
主管課	薬務衛生課						
根拠法令等	愛媛県ふぐの取扱いに関する条例（昭和27年条例第63号）						
	<p>【改正の概要】</p> <p>ふぐの取扱いに係る手数料の減免の制度を設けるため、愛媛県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する。</p> <p>【減免対象】</p> <p>愛媛県ふぐの取扱いに関する条例第14条に規定する手数料</p> <p>(1) 試験手数料 9,500円</p> <p>(2) 免許手数料 5,000円</p> <p>(3) 免許証再交付手数料 2,600円</p> <p>【改正の内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> (手数料) 第14条 省略 <u>2 知事は、特別の事情により必要があると認めるときは、前項に規定する手数料を減免することができる。</u> </td> <td> (手数料) 第14条 省略 </td> </tr> </tbody> </table>			改正後	改正前	(手数料) 第14条 省略 <u>2 知事は、特別の事情により必要があると認めるときは、前項に規定する手数料を減免することができる。</u>	(手数料) 第14条 省略
改正後	改正前						
(手数料) 第14条 省略 <u>2 知事は、特別の事情により必要があると認めるときは、前項に規定する手数料を減免することができる。</u>	(手数料) 第14条 省略						
施行日	平成30年7月31日						
	【その他参考事項】						